

2017年11月22日

苫小牧市
市長 岩倉 博文 様

連合北海道苫小牧地区連合
会長 佐々木 修司

2018年度の予算編成・行政運営に関する
「要求と提言」

地域産業の発展と雇用確保・創出、住民福祉の向上のため、日夜、御奮闘されていることに対し、心より敬意を表します。

わが国経済・社会の現状を見ると、景気は緩やかな回復基調にあるとされ、有効求人倍率や完全失業率といった雇用指標も良好な水準で推移していますが、依然として個人消費の回復は遅れており、多くの働く者・生活者が景気回復を実感するまでには至っていません。また、格差・貧困は一層深刻になっており、とりわけ教育機会の格差は子どもたちの可能性を狭め、将来のわが国の成長の妨げになりかねません。加えて、人口減少と超少子高齢化、人工知能・I o Tをはじめとした技術革新などにより、わが国の社会構造や働き方は大きな変革期に差し掛かっています。

これら目下の課題を克服し、わが国経済を持続的に発展させ、包摂的な社会を構築していくためには、誰もが安心して働くことができるワークルールとディーセンタ・ワークの確立、分厚い中間層の復活に向けた適正な分配の実現、全世代支援型の社会保障制度の再構築、すべての子どもの教育機会の保障をはじめ、すべての働く者・生活者の暮らしの底上げ・底支え、格差是正、貧困の撲滅に資する政策の実行が不可欠です。

苦小牧市においても地域経済と雇用、市民生活と密接に関わる様々な課題に直面しています。長時間労働のは是正と非正規雇用の処遇改善に向けた「働き方改革」。地域の資源や人材を活用した地場産業の振興と中小企業の活性化。昨年の台風・大雨被害で痛感した防災体制の充実と強化。鉄路をはじめとする地域公共交通ネットワークの確保。地域医療構想に基づく医療提供体制の整備と併せて、医療・介護の連携による地域包括ケアシステムの構築。教育環境の整備や子どもの貧困対策の推進など、山積する課題解決に向けた自治体行政の役割は極めて重要です。

苦小牧地区連合はこのような認識に立ち、勤労道民・生活者の立場から「要求と提言」をとりまとめましたので、要請の趣旨をご理解いただき今後の行政運営および2018年度予算編成において反映されますよう要望いたします。

1. 地場産業の振興と地域雇用対策の推進

(1) 地場産業の振興の推進

- ①苫小牧市の顔である苫小牧駅前周辺の活性化に向けて、引き続き、中心商店街及び近隣商店街の振興と空き店舗対策について検討すること。
- ②苫小牧駅前バスター・ミナル乗車券発売窓口の移転に伴う待合及びトイレ施設の閉鎖、3カ所に分散しているバス乗り場に対し、バス利用者の利便性を低下させない対策を引き続き講じること。

(2) 地域雇用対策の推進と雇用環境の改善

- ①福祉・介護や建設・運輸分野をはじめ地域の中小企業における人材確保を推進するため、「職場定着支援助成金制度」の利用促進に向けた周知や申請作業を支援すること。
- ②現場力を担う技術・技能人材の育成・継承の支援とともに、インターンシップを修得単位として認める制度を普及させるなど、地域企業と連携して若年労働者の勤労観の確立や就業意識の向上をはかること。
- ③職業訓練や能力開発における公的役割を發揮するため、既存の施設を堅持するとともに、苫小牧地域に根ざした新たな産業ニーズに対応するものづくり人材の育成を推進するため、訓練施設・設備の充実を図ること。
- ④介護労働者的人材を確保するため労働関係法規の徹底、離職防止の対策を講じるとともに、労働条件の改善・処遇改善や「専門職として正規職員と非正規職員で差が設けられていないか」、「労働災害は増加していないか(第3次産業－社会福祉施設での労働災害は過去10年で2倍)」等、実態の把握と検証を行い課題解決に向けた必要な措置を講じること。
- ⑤国や道、学校、労働団体等と連携し、若者が労働法等の働く者の権利と義務、税や社会保障の仕組みに関する基本的な知識、相談窓口などを学ぶ機会の確保をはかること。
- ⑥若者が希望する地域や出身地元でのU・I・Jターン就職を積極的に支援するよう、地域企業と連携して地域の特性を活かした雇用を創出すること。
- ⑦公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、公正な競争の確立により、地域における適正な賃金水準を確保し、住民の福祉の増進に寄与することを目的として公契約条例を制定すること。

(3) 改定「北海道最低賃金」の履行確保

- ①年度途中の最低賃金改定によって、当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じないよう、発注後においても特段の配慮をはかること。
- ②最低賃金法違反防止に向けて、地域の企業や労働者に対して、最低賃金額と併せ、各種助成金の活用など中小企業支援策を、苫小牧市発行の広報誌を活用して周知徹底に努めること。
- ③近年、道内最低賃金法違反の労働者の比率が高止まり傾向(2015年5.1%<パート11.5%>、2016年3.2%<パート7.4%>の違反率)にあることから、各自治体の直接任用(委託・嘱託)職員への調査を含めた対応をとること。また、法違反があった場合は正指導や、指導に従わない場合は委託先から除外する等の対応をとること。

(4) 季節労働者の雇用確保と生活の安定

- ①通年雇用及び冬期間の短期就労事業の推進の強化を図ること。
 - ・通年雇用が整うまで特例一時金を50日に復活するよう国に働きかけること。
 - ・通年雇用や労働環境改善に取組む業者に対して入札参加資格上の優遇措置を図ること。
 - ・冬場の雇用を確保するために短期就労事業を推進すること。

- ・事業の平準化を推進すること。（冬期増高経費措置事業の推進、ゼロ債措置事業の推進）
- ②通年雇用促進支援事業の見直し充実を図ること。
- ・通年雇用促進支援協議会の実効ある運営体制を強化すること。
 - ・支援事業の中に短期就労事業の支援策を認め冬期就労の拡大を図るよう国に働きかけること。
 - ・支援事業の制限を最大限撤回し、地域における自由度を高める事業を実施すること。
- ③季節労働者の就労環境の整備と改善を図ること。
- ・季節労働者の労働条件（雇入通知書・年次有給休暇・建設業退職金共済制度等）の点検、改善を図ること。
 - ・建設業退職金共済制度の加入を徹底するよう事業者に求めること。また、建退共制度が適正に運用されるよう、函館市及び帯広市では、「工事完成届」と併せて、下請け雇用労働者も含めた「証紙貼付実績」の提出を元請業者に求め、違法な取り扱いの抑止力としている。こうした好事例を参考に、証紙が確実に貼付されるよう周知徹底に努めること。
 - ・建設業退職金共済制度について、掛金納付月数を24月以上から12月以上に緩和されたものの、掛金納付月数が24月未満の場合は、元本割れする状態であり、元本以上に支給するなど、抜本的な改善を国に働きかけること。
 - ・建設業法及び建設雇用改善法の周知徹底を図ること。

（5）教職員の長時間労働の是正について

- ①「過労死レベル」にある教職員の長時間労働是正に向け、「給特法・条例」の見直しを含め、抜本的な対策を早急に講じること。
- ②教職員の超勤解消および北海道の子どもたちの学びの環境を整えるため、道独自の教職員定数増をはじめとする予算措置を行うこと。
- ③部活動を社会教育に移行するよう国にはたらきかけること。当面、部活動過熱化防止策を全道すべての学校で徹底すること。

2. 公的病院の基盤整備と地域医療の再生

苫小牧市立病院をはじめとする公的病院は、地域医療における中核病院を担っていることから、地域の実情に応じた医療が提供できるよう、引き続き、財政措置等の支援を講じ、医療機能の充実・専門医師の確保・医療機関の負担の平準化などに、引き続き取り組むこと。

3. 介護提供体制の確立

- (1) 介護職員処遇改善加算の取得にあたり事業所が提出する処遇改善計画が適切に履行されていない場合や、実績報告の提出を期限内に行わない場合、または所定の要件を満たさずに賃金の引き下げを実施した場合などについて加算の全額返還を求めるなど厳正に対応すること。
- (2) サービス提供責任者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務づけるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。
- (3) ケアマネジャーが利用者の生活状況を十分に把握し、サービス担当者会議などを確実に開催できるよう、ケアプラン作成や変更の書式や手続きを簡素化するなど、事務負担の軽減をはかること。また、介護労働者が研修を受講しやすい環境を整えるよう、事業所に対する支援・指導を強化すること。

4. 自立支援や子どもの貧困対策など地域福祉の充実

(1) 自立支援と子どもの貧困対策

- ①生活困窮者をはじめ高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉など制度ごとの縦割りの仕組みを、働く者や市民の地域生活の視点から横断的に連携し、総合的に推進させるため、「地域福祉計画」を策定ないし改定すること。同計画の策定・改定にあたっては、地域住民、勤労者、関係団体の参加と協働に基づくものとすること。
- ②就学援助制度における準要保護者の対象水準の引き下げを行わず同制度を維持・拡充しつつ、給付型奨学金制度など経済支援を含めた必要な支援を積極的に展開し、子どもに対する教育の機会均等を保障すること。また、生活保護水準と直接連動している諸制度の水準を維持すること。

(2) 高齢者への生活支援の充実

- ①低所得の高齢者や経済的弱者のための「福祉灯油」制度、除雪や買い物支援などに取り組むとともに、市町村への財政支援の強化を国・道に求めること。
- ②人口減少・高齢化が進展するなか、地域の中で孤立しがちで、かつ経済的な困難を抱える高齢の単身女性が少なくないことから、社会福祉協議会や地域包括支援センターなど地域の関係団体と連携し、具体的な生活支援策を講ずること。

5. 市民生活の安全・安心の基盤整備

(1) 防災ネットワークの構築

- ①平時から「災害時の避難・誘導の仕組み」を整え、住民への周知を行うとともに、「顔の見える関係」を構築することで災害時の助け合いにつなげること。
- ②住民、地域組織、民間企業などと連携し、発災時には特性の違う複数の手段により被害状況の収集・集約・精査するとともに、情報が錯綜しないよう、防災関係機関、報道機関、ライフライン、公共交通機関との情報共有をはかること。

(2) 災害時における要配慮者支援と応援・受援計画の策定

- ①改正水防法により義務づけられた、病院や高齢者、障害者、保育所等の施設における避難確保計画の作成や訓練の実施を支援すること。
- ②内閣府の「避難所運営ガイドライン」を踏まえ、災害時における避難所の整備・運営にあたっては、高齢・障害者、乳幼児など要配慮者への支援、避難所の「質の向上」を図るよう、事前の検討・準備を行うこと。
- ③「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を踏まえ、平時から応援・受援に向けた体制を整備すること。

6. 地域における教育機会の確保

(1) 教育の充実に向けた予算確保

- ①「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編成標準を順次改訂するとともに、当面、「新たな教職員定数改善計画」を早期に実施すること。また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消をはじめ、義務標準法改正をともなう教職員定数の改善及び、必要な予算の確保を図ること。
- ②公立高校授業料無償化の所得制限を撤廃するとともに、高校生・大学生向け給付型奨学金制度を拡充ならびに利息付貸与型奨学金の返済時負担軽減のため、利率の大幅引き下げや利子補填を行うよう国に求めること。また、自治体独自の給付型奨学金制度の創設について検討すること。

(2) 公立小学校・中学校の統廃合

公立小中学校の統廃合については、教育・福祉・防災などまちづくりとの関わりを念頭に、学校が地域にあることの意義、統廃合による弊害などを十分考慮すること。

また、学校・保護者・地域の声を十分に踏まえ、子どもの教育の観点と同時に、学校が地域のコミュニティの拠点としての役割を果たしているとの視点から検討を行うこと。

7. 投票しやすい環境の整備

(1) 共通投票所の設置促進

2016年4月6日成立の改正公職選挙法の趣旨を踏まえ、投票率と利便性の向上のため、期日前・選挙当日とともに、駅構内やショッピングセンターなど頻繁に人の往来がある施設に共通投票所を設置すること。また、期日前投票時間の弾力的な設定を行うこと。

8. 港湾荷役作業に伴う改善策・防災対策について

(1) 除雪についての助成制度の継続・維持と予算の向上を図ること。

(2) 港湾労働者が安心して働く環境を整備し、大規模災害発生時における苫小牧港の港湾機能低下を最小限にするため、港湾関係者などと、より一層の連携強化を図ること。

(3) 港湾関係事業所などの防災対策の強化に向けた助成制度や支援を検討すること。

(4) 港湾荷役作業中の現場付近において、釣り人などの一般の立ち入りが容易な状況にあり、交通事故など大変危険な状況であることから、港湾荷役関係者以外の立ち入りを規制するなどの措置を講じること。

9. 対外政策について

(1) 米軍再編に伴う戦闘機の千歳基地訓練移転は、爆音・騒音被害、墜落事故に対する不安など、安心・安全に対する多くの市民の願いを踏みにじるものであるこのから、千歳基地での訓練実施の中止を求める。また、訓練移転にあたっては、市街地上空を飛行させないための防衛局との協定を交わすこと。

(2) 「親善および友好」を口実とした米艦船の苫小牧港への入港は、苫小牧港の軍事的利用を常態化させるものである。「日米地位協定第5条」には、通告だけで自由に入港できるとの定めはないことからも、港湾管理者の判断・権限であることを明確にすること。また、「日米地位協定」などを口実に入港許可を求めてきた場合、核兵器不搭載の証明を文書で求めることを国に強く働きかけること。

以上